

平成29年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成29年 4 月27日 開会

平成29年 4 月27日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第1回新十津川町議会臨時会

平成29年4月27日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第3号 総務民生常任委員の選任について
- 第4 発議第4号 経済文教常任委員の選任について
- 第5 発議第5号 議会運営委員の選任について
- 第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 第7 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
- 第9 議案第20号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第23号 財産の取得について
- 第13 議案第24号 新十津川町監査委員の選任について
- 第14 議案第25号 新十津川町固定資産評価員の選任について

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 進 藤 久美子 君 | 2番 | 杉 本 初 美 君 |
| 3番 | 鈴 井 康 裕 君 | 4番 | 小 玉 博 崇 君 |
| 5番 | 白 石 昇 君 | 6番 | 西 内 陽 美 君 |
| 7番 | 安 中 経 人 君 | 8番 | 青 田 良 一 君 |
| 9番 | 長 名 實 君 | 10番 | 笹 木 正 文 君 |
| 11番 | 長谷川 秀 樹 君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

- | | |
|----------------------|-----------|
| 町長 | 熊 田 義 信 君 |
| 副町長 | 小 林 透 君 |
| 教育長 | 久保田 純 史 君 |
| 総務課長 | 寺 田 佳 正 君 |
| 住民課長 | 平 田 智 子 君 |
| 保健福祉課長 | 遠 藤 久美子 君 |
| 産業振興課長兼
農業委員会事務局長 | 後 木 満 男 君 |

建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成29年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます、日程第3から日程第5までの案件につきましては、関連がありますので一括して上程をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、発議第3号、総務民生常任委員の選任について。

日程第4、発議第4号、経済文教常任委員の選任について。

日程第5、発議第5号、議会運営委員の選任については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎発議第3号ないし発議第5号の上程、選任、採決

○議長（長谷川秀樹君） 常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、新十津川町

議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

発議第3号、総務民生常任委員の選任について、発議第4号、経済文教常任委員の選任について及び発議第5号、議会運営委員の選任についての選任方法について、お諮りいたします。

選任については、4名の選考委員を選出し、総務民生常任委員、経済文教常任委員及び議会運営委員の選任をしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、4名の選考委員を選出し、総務民生常任委員、経済文教常任委員及び議会運営委員の選任をすることに決定をいたしました。

次に、選考委員の選出方法について、お諮りいたします。

選考委員は、議長より指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、選考委員4名については、議長より指名することに決定をいたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

笹木正文君、青田良一君、安中経人君、西内陽美君、以上4名を指名いたします。

ただ今発表した4名を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、総務民生常任委員、経済文教常任委員及び議会運営委員の選任をお願いいたします。

休憩をしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

10時15分まで休憩いたします。

（午前10時05分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（長谷川秀樹君） 選考委員の皆様には本当に長時間にわたり慎重に選考に当たっていただきまして、誠にありがとうございます。4名の選考委員に総務民生常任委員、経済文教常任委員及び議会運営委員の選任をお願いしていただいておりますので、選考委員を代表して10番、笹木議員から、登壇の上、選考結果の報告を願います。

10番、笹木正文君。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） ちょっと長く時間かかりました、慎重審議やりましたので。それでは私の方から、委員の名前を公表させていただきたいと思っております。

総務民生常任委員会、進藤議員、鈴木議員、白石議員、西内議員、青田議員、長谷川議員。

次に経済文教常任委員会、杉本議員、小玉議員、安中議員、長名議員と私笹木です。

最後に議会運営委員会、青田議員、安中議員、西内議員、小玉議員というふうになっております。以上で委員会のメンバーの発表を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今選考委員を代表して笹木議員から報告がございました。これより発議第3号を採決いたします。

総務民生常任委員に進藤久美子君、鈴木康裕君、白石昇君、西内陽美君、青田良一君、そして、私長谷川秀樹。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、総務民生常任委員の選任については、ただ今指名したとおり進藤久美子君、鈴木康裕君、白石昇君、西内陽美君、青田良一君、そして、私長谷川秀樹に決定をいたしました。

次に発議第4号を採決いたします。

経済文教常任委員に杉本初美君、小玉博崇君、安中経人君、長名實君、笹木正文君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、経済文教常任委員の選任については、ただ今指名したとおり杉本初美君、小玉博崇君、安中経人君、長名實君、笹木正文君に決定をいたしました。

次に、発議第5号を採決いたします。

議会運営委員に青田良一君、安中経人君、西内陽美君、小玉博崇君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、議会運営委員の選任については、ただ今指名いたしましたとおり、青田良一君、安中経人君、西内陽美君、小玉博崇君に決定をいたしました。

なお、議会運営委員の選任に当たり、議長事故あるときは副議長が議長の職務を務めることになることから、先例により副議長を議会運営委員会に委員外議員として出席を求めるとしたので、議員各位にはこのことにご理解を賜りますようお願いいたします。

また、今ほど私は総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞退したいと思います。

ここで副議長と交代するため、この場を暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔長谷川議長、11番議席へ移動。笹木副議長、議長席に移動〕

○副議長（笹木正文） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の総務民生常任委員の辞任についてお諮りをいたしますが、この件につきましては地方自治法第117条の規定により、長谷川議長が除斥の対象になりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔長谷川議長退場〕

○副議長（笹木正文君） お諮りいたします。

ただ今、総務民生常任委員に選任されました長谷川議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例においても、議長については辞任が認められているところでありますので、議長の総務民生常任委員の辞任について許可することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

議長の入場を求めます。

〔長谷川議長入場、11番議席に着席〕

○副議長（笹木正文君） ただ今、議長の総務民生常任委員の辞任が許可されましたことを通知いたします。

ここで、議長と交代するため暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔笹木副議長、10番議席へ移動。長谷川議長、議長席に移動〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第1号の報告並びに説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めておはようございます。ただ今上程いただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

次に、3ページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

物損事故による損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分月日は、平成29年4月14日でございます。

1、事故発生日時、平成29年3月19日、日曜日。午後10時頃であります。

2、事故発生場所、新十津川町字中央315番地12付近、町道菊水2号通りであります。

3、相手方、【住所●●●●●●●●●●●●●●●●】。【個人名】さんであります。

4、事故の概要、町道を走行中に舗装路面の穴に右側前後輪が滑落し、タイヤ及びホイールが破損したものであります。

5、損害賠償額、1万5,876円。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第18号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第18号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第18号、専決処分の承認を求めます。

平成29年3月31日に専決処分いたしました専決第1号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、原則として平成29年4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例等の一部を改正し、併せて平成26年及び平成28年に上程いたしました新十津川町税条例等の一部を改正する条例についても一部を改正する必要が生じたので、新十津川町税条例等の一部を改正する条例として制定したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

それでは、1ページの第33条につきましては、第4項では所得割の課税標準における特定配当等に係る所得、第6項では特定株式等譲渡所得に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。この改正に伴い、第34条の9について、文言の整理をいたしております。

次に、3ページから8ページで、第48条につきましては、法人町民税の申告納付に係る延滞金、第50条では、不足税額の納付に係る延滞金、それぞれ延滞金の計算の基礎となる期間について、法の改正に伴い規定を改正するものがございます。

第61条につきましては、地方税法第349条の3の4の新設により、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

併せて、第61条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合を条例で定めることができるものに、児童福祉法に規定する家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業並びに事業所内保育事業に係る固定資産を追加するもので、特例の割合はすべて2分の1となっております。本町におきましては、これに該当するものはございません。

9ページの第63条の2につきましては、法の改正による引用条項及び文言の整理でございます。

第63条の3は固定資産税のあん分の申出について、11ページの第74条の2では被災住宅用地につきまして、それぞれ被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災等発生後4年度分に限り、特例等の適用を受けられる扱いとするための改正でございます。

次に、附則の改正についてでございます。

12ページの附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、平成33年度までとするものでございます。

13ページの附則の第10条につきましては、地方税法第349条の3の4の新設に伴う引用条項の整理でございます。

附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例について、法の改正による引用条項の整理と、特例の割合を条例で定めることができるものに、子ども・子育て支援法に規定する事業所内の認可外保育施設のうち、政府の補助に係るものの固定資産及び都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものが追加されたことによる規定の追加でございます。

14ページから18ページの附則第10条の3につきましては、第9項で特定耐震基準適合住宅について、第10項では、特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書に関する規定を追加したものでございます。

19ページから20ページの附則第16条につきましては、第3項と同様のグリーン化特例を2年延長する規定で、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に指定を受けた場合は平成31年度分に限り、税率を軽減するものでございます。

第5項では税率を概ね75パーセント、第6項は50パーセント、第7項は25パーセント、それぞれ軽減する軽自動車の該当要件及びその税率についての規定しているものでございます。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例の定めで、第1項はグリーン化特例の適用判断基準、第2項から第4項ではグリーン化特例の認定を申請した者の偽りが判明し、認定を取り消されたことによる不足税額の賦課徴収に関して規定したものでございます。

21ページの附則第16条の3につきましては、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

22ページの附則第17条の2につきましては、特例の適用を3年延長し平成32年度とする改正でございます。

23ページの附則第20条の2につきましては特例適用配当等に係る所得について、附則第20条の3では条約適用配当等に係る所得について、それぞれ提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

次に、議案書に戻りまして、専決処分書別紙の附則についてご説明いたします。

議案書の14ページ中ほどをご覧ください。

附則第1条は、施行日を定めておりまして、この条例の施行の日を平成29年4月1日からとしたものでございます。ただし、第1号では、附則第6条については公布の日、第2号ではグリーン化特例の延長以外の軽自動車税に関する改正部分は平成31年10月1日、第3号では、附則第10条の2の市民緑地に係る固定資産に関しては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日からとしてございます。

附則第2条では、町民税に関する経過措置を定めたもので、個人町民税についての適用年度と、法人町民税の延滞金について適用する時期を明確にするための規定となっております。

附則第3条では、固定資産税に関する経過措置を定めたもので、地方税法の新設で規定された償却資産に対する課税の時期を明確にするものでございます。

附則第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めたもので、改正後の軽自動車税に関する部分の適用年度を明確にするとともに、納期限後に不足税額があることを知った場合で、その原因が所有者以外の者にあるときの申出の機会の付与について規定するものでございます。

附則第5条及び第6条につきましては、平成26年及び平成28年に上程いたしました新十津川町税条例等の一部を改正する条例について、法及び附則第16条の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上をもちまして、専決処分第1号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第19号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第19号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 皆さん、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第19号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

専決第2号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部改正については、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業等に関する人事院規則が平成29年3月31日付で改正、翌4月1日から施行されることとなりましたので、本町においても、緊急に条例を改正する必要が生じ、人事院規則改正と同日の平成29年3月31日付で専決処分したものでございます。

改正の概要でございますが、大きく2点ございます。

1点目といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴い、里親の定義が整理され、養子縁組里親の定義が明確化されたことに伴う関係条例の改正でございます。

2点目は、職員の育児休業等に関する改正でございます。育児休業の再度の取得、育児休業期間の再度の延長請求などに関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、条例に規定した特別な事情がある場合のみ認めることとなっておりますが、人事院規則の改正において、特別な事情として、保育所等の利用待機に関する事項が追加されたことに伴う改正でございます。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者でございますが、児童福祉法第6条の4に規定する里親の定義が整理され、養子縁組里親という用語が新たに追加されたことに伴う改正でございます。里親全般に係る定義自体に変更はございません。

次に、第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情、2ページに移っていただきまして、第4条、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情につきましては、人事院規則の改正において、保育所等の利用待機に関する事項が、特別な事情として新たに規定されたことに伴う改正でございます。

3ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第8条の2、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第1項並びに第4項でございますが、1ページの説明と同様、児童福祉法に規定する里親の定義の部分が整理され、養子縁組里親という用語が新たに追加されたことに伴う改正でございます。

議案にお戻りいただきまして、21ページ。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上、専決第2号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議、賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第20号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第20号、23ページをお開き願いたいと思います。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,668万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第20号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第1号について、内容をご説明申し上げます。

30ページ、31ページをご覧願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額28万円、計3億5,192万8千円。

20款、諸収入。補正額250万円、計1億9,592万6千円。

歳入合計、補正額278万円、計62億1,668万3千円。

次に、歳出でございます。

7款、商工費。補正額278万円、計1億8,701万円。財源内訳は、特定財源その他で250万円。これは、一般社団法人自治総合センターからの助成金でございます。一般財源28万円。

歳出合計、補正額278万円、計62億1,668万3千円。財源内訳、特定財源その他250万円、一般財源28万円。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。

36ページ、37ページをお開き願います。歳出。

7款1項2目観光振興費。補正額278万円、計6,672万5千円。財源内訳、特定財源その他で250万円、これは、コミュニティ事業助成金でございます。これは、自治総合センターが行います宝くじの社会貢献広報事業のうちコミュニティ助成事業による助成金でございます。一般財源は28万円。内容を説明申し上げます。事業番号11番、イベント開催支援事業278万円でございますが、これは、イベントなどで使用している脚折りたたみ式長テーブルの台数が不足していることから、テーブルの購入に係る助成を自治総合センターに要望したところ、本年3月31日付けで助成の決定の通知があったことから、この助成金を活用して名がテーブルを110台購入したいとするものでございます。

以上が、補正予算第1号の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第21号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第21号、39ページをお開き願いたいと思います。

工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、文京区自治会館建替え工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金9,234万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也であります。

提案理由。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

裏面をお開き願いたいと思います。参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要など記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、履行期限は、平成29年10月24日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第21号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第22号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第22号、41ページをお開き願いたいと思います。

工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、総進区自治会館建替え工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金9,093万6千円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也でございます。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

裏面の42ページをお開き願いたいと思います。前議案どおり参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等記載しておりますので、お目通しをいただきましたと思います。

なお、履行期限は、平成29年10月24日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第23号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第23号、43ページをお開き願いたいと思います。

財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、除雪トラック専用車1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新でございます。現有の除雪トラックは、平成15年に購入をしたものでございまして、14年が経過し、走行距離9万6,760キロで除雪作業を行ってきたことから、老朽による修繕料抑制さらには除排雪の効率、作業体制の充実のために更新をするものでございます。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、金2,505万6千円であります。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、UDトラックス北海道株式会社空知支店、支店長、川崎晃司であります。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

裏面の44ページをお開き願いたいと思います。見積業者名、財産の規格等を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、納入期限は、平成29年12月20日となっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

この場で暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔山本代表監査委員退場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開します。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第24号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第24号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和124番地4。

氏名、山本忍。

昭和21年1月4日生まれであります。

提案理由。地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

山本忍氏につきましては、議員の皆様方もご承知のとおり、平成7年から平成19年まで町議会議員を務められ、副議長を1期歴任されており、町政全般を熟知されております。

また、平成21年から町の代表監査委員をはじめ、西空知広域水道企業団、空知中部広域連合などの監査を務めており、常に公正で合理的かつ効率的な行政運営を目指し、監査業務に当たっていただいております。

加えて、人格高潔で識見が高い方でございますので、引き続き監査委員に選任いたしたく、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由及び内容の説明に代えさせていただきます。ご同意のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

この場で暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔山本代表監査委員入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただ今監査委員に選任されました、山本忍氏から発言が求められておりますので、これを許します。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、議員各位に再任の同意をいただきましたこと、身に余る光栄に存じております。地方自治における監査の重要性をわきまえ、初心に帰り誠実、公正に職責を果たしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第25号、新十津川町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第25号、新十津川町固定資産評価員の選任について。

新十津川町固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、新十津川町字花月482番地9。

氏名、平田智子。

昭和38年1月28日生まれ。

提案理由でございます。地方税法第404条第2項の規定により、同意を求めるものでご

ざいます。

内容の説明を申し上げます。

ご承知のとおり、4月1日付けをもって人事異動を行わせていただきました。新たに平田智子氏が住民課長に就任をされましたので、固定資産評価に関する事務を司ることから選任をするものでございます。

何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案題25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、新十津川町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員